

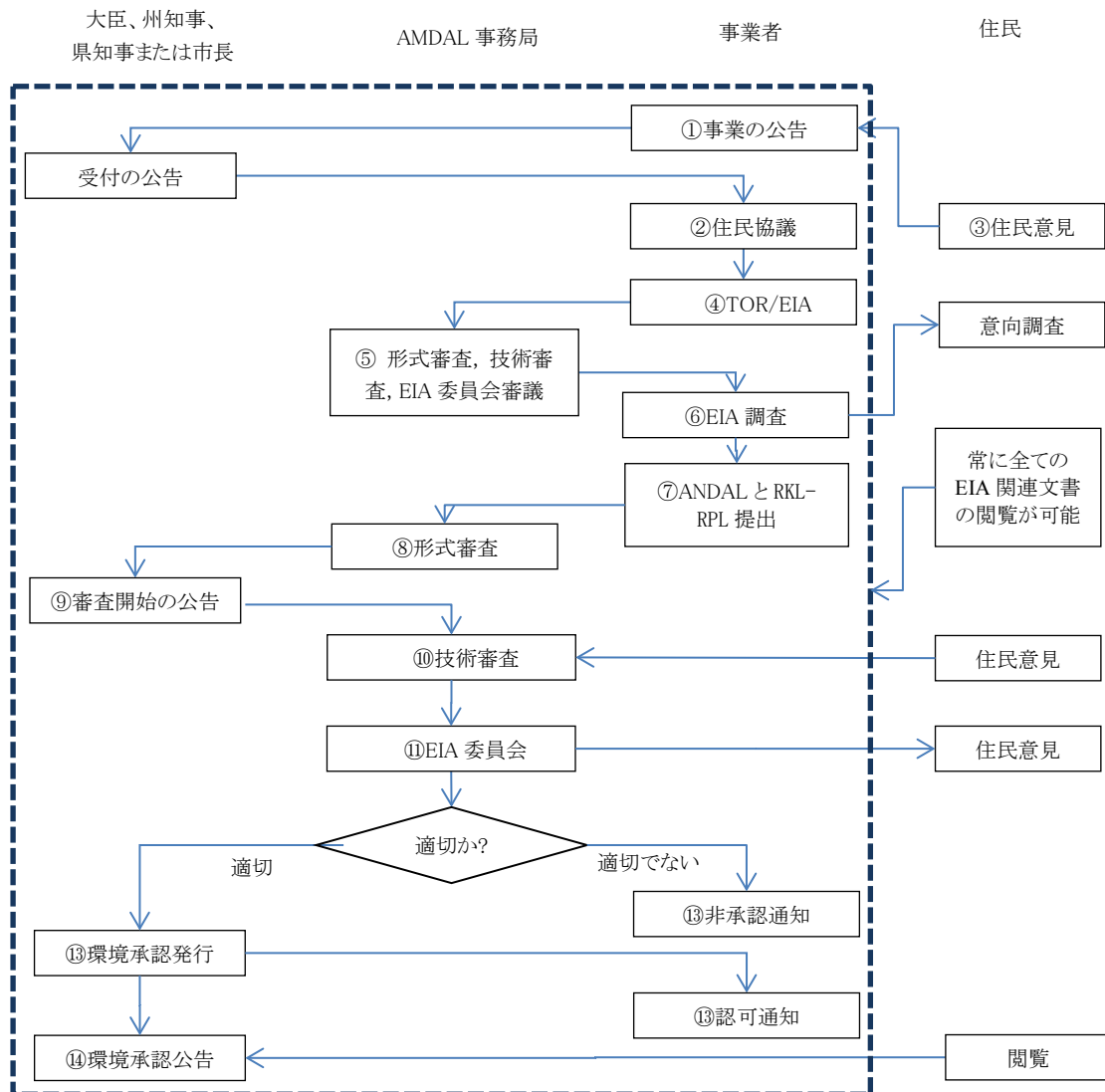
(1) インドネシア 環境影響評価にかかる法制度の整備状況

インドネシアでは、政策段階から基本設計段階、工事・供用段階、閉鎖・閉鎖後段階までの環境社会配慮を規定する法令が存在します。環境保護と管理に関する法律(Environmental Protection and Management Act (EPMA) No.32/2009)は環境影響評価の手続きを、環境承認に関する政府令(Government Regulation of Environmental Permit No.27/2012)は環境承認(Environmental Permit: EP)に関する事項を定めています。EIA 承認の後、運用開始前に環境管理計画書を作成して「環境保護と管理の環境承認」を取らなければならない点、環境審査が形式審査と技術審査、審査委員会の 3 段階に分けられそれぞれ審査メンバーが異なる点、審査者の資格制度を設けている点などの特徴があります。また、セクターの事業認可を定める法令には環境承認の取得を事業認可の条件にしています。

インドネシアの環境影響評価は、環境保護と管理に関する法律(EPMA No. 32/2009)によって規定されており、戦略的環境アセスメント(SEA)、事業環境アセスメント、モニタリングと環境監査まで、事業計画の初期段階から事業閉鎖後の段階までをカバーする包括的なものです。2012 年に環境承認(Environmental Permit: EP)に関する政令(Government Regulation No. 27/2012)と事業環境アセスメントの手続き(AMDAL, UKL-UPL, SPPL)と環境承認の手続きを定める環境省令(MoE Regulation No. 05/2012)、2016 年に SEA 手続きに関する政令(Government Regulation No. 46/2016)が策定されています。ただし、住民移転と土地収用は、土地と不動産の収用に関する法律(Law of Revocation of Rights to Land and Property No.20/1961)、公共事業の土地収用に関する法律(Law of Land Procurement for Public Utilities Construction No.2/2012)、土地登記に関する政府令(Government Regulation of Land Registration No.24/1997)など別途定められており、環境影響評価の中では扱われていません。

環境影響評価に関係する法令のうち、近年改訂されたものには、SEA や EIA の手続きに関するもの、環境基準や環境悪化指標に関するものなどがあります。

(2) インドネシア 環境影響評価の手続きフロー



(3) インドネシア 環境影響評価 (AMDAL) の対象事業リスト

セクター名	事業の種類と規模
A. マルチセクター (Multi sector)	1. 島嶼・海岸の埋め立て・改変 a. 干拓面積：25ha 以上 b. 埋め立て容量：500,000m³ 以上 c. 沿岸改変延長：50m 以上 2. 切土と盛土容量：500,000 m ³ 以上 3. 湖、河川、湧水地その他地上水源からの取水：250 liters/sec 以上 (20 万人分に相当) 4. 地下水源からの取水：50 liters/sec 以上 (10 ha 以内の一つまたは複数の井戸から) 5. 建物の建設 - 土地面積：5ha 以上 - 床面積：10,000 m² 以上
B. 防衛セクター (Defense Sector)	クラス A とクラス B の海軍基地 クラス A とクラス B の空軍基地 戦闘訓練地：10,000 ha 以上
C. 新規耕作地の開発 (Agriculture Sector)	1. 食用作物耕作地 (加工工場の併設有または無)：2,000ha 以上 2. 園芸植物耕作地 (加工工場の併設有または無)：5,000ha 以上 3. その他耕作地 a. 多年生の耕作地 (加工工場併設有または無) 1) 森林伐採を伴わない新規耕作地：2,000ha 以上 2) 生産林伐採を伴う新規耕作地：2,000ha 以上 b. 一年生の耕作地 (加工工場併設有または無) 1) 森林伐採を伴わない新規耕作地：3,000ha 以上 2) 生産林伐採を伴う新規耕作地：3,000ha 以上
D. 漁業と海洋セクター (Fishery and Marine Sector)	a. 高技術エビ・魚養殖 (加工施設併設有または無)：50 ha 以上 b. フロート式魚養殖 (net buoyancy and pen system)： - 淡水養殖：2.5 ha または 500 ユニット以上 - 海水養殖：5 ha または 1,000 ユニット以上
E. 森林セクター (Forestry Sector)	a. 天然林の木材目的の伐採：全て b. 人工林の木材目的の伐採：5,000 ha 以上
F. 交通セクター (Transportation Sector)	1. 鉄道建設 (駅舎有または無) a. 地上：25 km 以上 b. 地下：全て c. 高架：5km 以上 2. 道路交通のための旅客ターミナルと物流ターミナルの建設：5 ha 以上 3. 浚渫 a. 浚渫量：500,000 m³ 以上 b. 岩石やサンゴを含まない河川もしくは海域での浚渫：250,000 m³ 以上または、すべての規模の爆薬を用いる浚渫

セクター名	事業の種類と規模
	c. 海域への浚渫土砂の投棄：500,000m³ 以上もしくは 5ha 以上 4. 以下のいずれかを含む港湾開発 a. 矢板式もしくは杭式の埠頭：200m 以上または 6,000 m² 以上 b. Massive construction の埠頭：すべての規模 c. 防波堤もしくは消波堤：200m 以上 d. 浮遊施設：10,000 DWT 以上 5. 固定翼用空港と周辺施設：滑走路 1,200 m 以上もしくはターミナル 10,000 m² 以上
G. 宇宙技術セクター (Satellite Technology Sector)	1. Bandar Space 開発と稼働：すべての規模 2. その他の目的のためのロケット発射施設 - 広さ：300 km 以上 - 輸送可能距離：500 km 以上 - 速度：1000 km / hour 以上 3. ロケット推進機器製造：すべての規模 4. ロケット製造工場：すべての規模 5. ロケット静止試験施設とロケット発射施設：すべての規模
H. 工業セクター (Industry Sector)	1. セメント工場 (クリンカーからの製造)：すべて 2. 造林を伴うパルプまたはパルプと紙製造所：年間パルプ生産量 300,000 トン以上 3. 石油化学工場：すべて 4. 工業団地 (統合型工場コンプレックスを含む)：すべて 5. 乾ドック付造船所：50,000 DWT 以上 6. 着火剤、弾薬、爆発物製造工場：すべて 7. 製錬工場：すべて 8. 上記 1～7 以外の工場： a. 都市部： - 巨大都市：5ha 以上 - 大都市：10 ha 以上 - 中規模都市：15 ha 以上 - 小規模都市：20 ha 以上 b. 地方部： - 30 ha 以上
I. 公共事業セクター (Public Work Sector)	1 貯水池 1) ダム高：15 m 以上 2) 貯水容量：500,000 m³ 以上 3) 湛水面積：200ha 以上 2. 灌漑事業 a. 新規導入：3,000 ha 以上 b. 拡張：1,000 ha 以上 c. 水田開墾 (グループあたり) > 500 ha 以上 3. 灌漑のための湿地開発：1,000 ha 以上 4 沿岸と河口の保全と修復 - 水際延長：500 m 以上 5 治水 (河床平準化と放水路を含む) a. 大都市：延長 5km 以上 / 浚渫量 500,000 m³ 以上

セクター名	事業の種類と規模
	b. 都市：延長 10 miles / 浚渫量 500,000 m³ 以上 c. 地方：延長 15km / 浚渫量 > 500,000 m³ 以上
	6. 土地収用を伴う自動車道路の新設・改修 a. 大都市部 - 道路延長：5 km 以上かつ土地収用 10 ha 以上 - 土地収用：30 ha 以上 b. 都市部 - 道路延長：5 km 以上かつ土地収用 20 ha 以上 - 土地収用：30 ha 以上 c. 地方 - 道路延長：5 km 以上かつ土地収用 30 ha 以上 - 土地収用：40 ha 以上
	7. 土地収用を伴う道路の新設・拡張： a. 大都市部 - 道路延長：5 km 以上かつ土地収用 20 ha 以上 - 土地収用：30 ha b. 都市部 - 道路延長：5 km 以上かつ土地収用 30 ha 以上 - 土地収用：40 ha c. 地方 - 道路延長：5 km 以上かつ土地収用 40 ha 以上 - 土地収用：50 ha
	8. トンネル・橋梁 a. 地下道、トンネル、高架道路：2 km 以上 b. 橋梁：500m 以上
	9. 一般廃棄物 a. 管理型または衛生型一般廃棄物埋め立て処分場と関連施設 - 総面積：10 ha 以上 - 総容量：100,000 ton 以上 b. 干潮域への埋め立て - 広域埋立：全て c. 廃棄物中継施設 - 取扱い総量：500 ton/day 以上 d. 統合型廃棄物処分施設：500 ton/day 以上 e. 焼却処理：全て f. コンポストプラント：500 ton/day 以上
	10. 家庭排水 a. し尿処理関連施設 - 面積：2 ha 以上 - 処理能力：11 m³/Day 以上
	b. 家庭排水処理関連施設 - 面積：3 ha 以上もしくは - 負荷量：2.4 ton/day 以上 c. 汚水排水収集管敷設 - 面積：500 ha 以上もしくは

セクター名	事業の種類と規模
	- 排水量：16,000 m³ / Day 以上
	11. 1次もしくは2次下水管の敷設 a. 大都市：5 miles 以上 b. 都市：10 km 以上 12. 上水道給水システム a. 配管システムの敷設：500 ha 以上 b. 移送システムの敷設：10 km 以上
J. 家屋と宅地セクター (Housing and Human Settlement Sector)	家屋建設と宅地整備： a. 巨大都市：25 ha 以上 b. 大都市：50 ha 以上 c. 中・小都市：100 ha 以上 d. 集団移転政策：2,000 ha 以上
K. 1 石炭採掘 (COAL AND MINERAL)	1. 鉱物と石炭開発（操業生産） a. 操業認可面積：200 ha 以上 b. 掘削口面積：50 ha/年以上 2. 石炭開発（操業生産） a. 生産量：1,000,000 トン/年以上もしくは b. 剥土量：4,000,000 bcm/年 3. 鉱物開発（操業生産） a. 生産量：300,000 トン/年もしくは b. 剥土量：1,000,000 トン /年 4. 非鉄金属または鉱石開発（操業生産） a. 生産量：500,000 m³ / 年以上または b. 剥土量：1,000,000 m³ / 年以上 5. 製錬と精製 a. 金属：全て b. 非金属鉱物：500,000 m³ /年以上 c. 岩石：500,000 m³ /年以上 d. 石炭：1,000,000 m³ /年以上 e. 放射性鉱物：全て 6. 放射性鉱物（操業生産）：全て（ただし調査と探査目的を除く） 7. 海中採掘：全て 8. 選鉱くず海中投棄：全て
K. 2 石油・ガス (OIL AND GAS)	1. 石油とガスの試掘と生産 a. 沿岸部 1) 石油生産量：5,000 BOPD 以上 2) ガス生産量：30 MMSCFD 以上 b. 海域 1) 石油生産量：15,000 BOPD 以上 2) ガス生産総量：90 MMSCFD 以上（全井戸合算） 2. 海域の石油・ガス・燃料オイルパイプライン a. 延長：100 km 以上もしくは b. 圧力：16 bar 以上 3. 精製施設建設 a. 液化石油ガス（LPG）：50 MMSCFD 以上 b. 液化天然ガス（LNG）：550 MMSCFD 以上 c. 石油：10,000 BOPD 以上 4. LNG 再ガス化施設（land / sea）：550 MMSCFD 以上

セクター名	事業の種類と規模
	5. 潤滑油精製施設（関連施設を含む）：10,000 トン/年 6. 石炭ガス開発（CBM） / 試掘と生産を含む： a. 生産井掘削 b. 生産施設と関連施設建設 c. 生産操業 d. 閉山
K. 3 発電事業 ELECTRICITY	1. 送電線 a. 架空高圧送電線：150 kV 以上 b. 埋設高圧ケーブル：150 kV 以上 c. 海中高圧ケーブル：150 kV 以上 2. 発電所 a. ディーゼル、ガス、ガスコンバインドサイクル発電所：1 か所あたり 100MW 以上 b. 地熱発電所： 55 MW 以上 c. 水力発電所 - ダム高：15 m 以上または - 湛水面積：200 ha 以上または - 出力：50 MW 以上 d. 有機ゴミメタンガス発電：30 MW 以上 e. その他発電所（太陽光・風力・バイオマス・泥炭）：10 MW（1 地点あたり）以上
K. 4 新エネルギー資源（NEW AND RENEWABLE ENERGY）	1. 地熱探査： a. 認可面積（WKP Geothermal）：200 ha 以上， b. 地上利用面積： 50 ha 以上、または c. 地熱蒸気開発/地熱発電開発：55 MW 以上 2. バイオ燃料精製：30,000 トン/年
L. 観光セクター（Tourism Sector）	1. 観光施設 a. 観光エリア：すべての規模 b. レクリエーション施設：100 ha 以上 2. ゴルフコース（練習場を除く）：全ての規模
M. 核関連セクター（Nuclear-Related Sector）	1. 以下のものを含む原子炉の建設と操業： a. 動力炉：全て b. 非動力炉：100 kW thermal 以上 2. 以下のものを含む非動力炉の建設と操業： a. 核濃縮/核変換/核精製作業（調査研究目的を除く） b. 使用済み核燃料の再生加工：全て c. 使用済み核燃料の一時保管：3,000 MW thermal 以上 d. 使用済み核燃料の永久貯蔵：全て 3. 放射性廃棄物管理施設の建設と稼働： 中・低レベル放射性廃棄物の処理と保管：全て（ただし調査研究目的を除く） 4. 核分裂による放射性同位体の生産：：全て
N. 危険・有害廃棄物処理セクター（Hazardous and Toxic Waste	1. 有害・危険物取扱業で以下の二つ以上の行為を含むもの：利用、加工、埋め立て

セクター名	事業の種類と規模
Management Sector)	2. 有害・危険物の利用・再利用 a. 有害・危険物をセメントキルンの中で合成燃料として使用する場 合、ただし発生する有害・危険廃棄物の利用を除く b. 有害・危険物を合成燃料の一部として利用する場合：全て c. セメント工場で有害・危険物を代替品として使用する場 合、た だ し 飛 灰 の 利 用 を 除 く ： 全 て d. 廃油を工業用潤滑油原料として再利用する場合、ベースオイルの 原料として再利用する場合を含む：すべて e. 使用済み溶媒を工業用溶媒として再利用する場合：すべて f. 鉛精錬の過程で使用済み電池を再利用する場合：すべて g. インゴット形成に使用済み有害・危険電池または乾電池を利用す る 場 合 ： 全 て h. リサイクルもしくは復元過程で有害・危険使用済み触媒を使用す る 場 合 ： 全 て 3. 有害・危険廃棄物管理 a. 焼却炉を使った有害・危険廃棄物高温処理、ただし有害・危険廃 棄物処理目的を除く b. 有害廃棄物処理企業による有害・危険生物廃棄物処理（コンポ ス ト、 バ イ オ パ イ ル、 ラ ン ド フ ァ ー ミ ン グ、 バ イ オ ベ ン テ ィ ン グ、 バ イ オ ス パ ー ジ ン グ、 バ イ オ ス ラ ー ピ ン グ、 a l t e r n a t e e l e c t r o n a c c e p t o r s、 p h y t o r e m e d i a t i o n）：すべての規模 c. 有害・危険廃棄物の Formation への注入もしくは再注入：全て 4. 有害・棄権廃棄物のクラス 1、クラス 2、グレード 3 の埋め立て処 分

(出典：環境省令 MoE Regulation No. 5/2012 Annex I)

(5) インドネシア 環境影響評価の実施件数

2013 年から 2017 年 9 月までに環境森林省の審査した案件

No	事業・活動の種類	審査した AMDAL 文書の数				
		2013	2014	2015	2016	2017 (-Sep)
1.	石油・ガス	49	43	13	10	36
2.	有害廃棄物処理	20	19	8	10	9
3.	港湾	12	14	11	17	39
4.	空港	11	8	1	5	5
5.	鉱業	9	10	7	2	1
6.	高圧送電線	6	6	2	1	
7.	鉄道	4	4	1	6	
8.	発電所	3	4	2	4	2
9.	河川改修	3	3	2	1	
10.	道路・橋	2	2	1		
11.	科学技術		1	3		
12.	公共事業		2	3		
13.	水資源					1
14.	地熱					3
15.	埋立				1	
	合計	119	116	54	57	96

(出典:インドネシア環境森林省)

(5) 関係当局や業界団体にかかる情報

①環境影響評価の所轄当局

Directorate for Environmental Impact Prevention of Business and Activity, Directorate General for Forestry and Environmental Planning, Ministry of Environment and Forestry

Address: Manggala Wanabakti Building, Block IV 6th Floor Wing C

Jalan Jenderal Gatot Subroto Jakarta 10270

Phone: +62-21-5705090,

Faximile: +62-21-5705090,

Email: amdal.komisi@gmail.com

Website: www.dadu-online.com;

②許認可機関の窓口

機関の名称	環境担当部局の名称
Ministry of Energy and Mineral Resources	Directorate on Technical and Environment for Oil and Gas (http://www.migas.esdm.go.id/) Directorate on Technical and Environment for Mineral and Coal (http://www.djmbp.esdm.go.id/) Directorate on Technical and Environment for Electricity (http://www.djlpe.esdm.go.id/index.php) Directorate General for New-Renewable Energy and Energy Conservation には技術・環境分野を扱う課はないが、省エネを担当する課がある。 (http://www.ebtke.esdm.go.id/home)
Ministry of Culture and Tourism	環境分野に特化したセクションは無い。
Ministry of Forestry	環境分野に特化したセクションは無いが、以下のような任務を担当している3つの局がある。 森林計画 (http://humasplanologi.dephut.go.id/) 森林保護・自然保護(http://ditjenphka.dephut.go.id/) 河川流域管理・ソーシャルフォレストリー (http://bpdasps.dephut.go.id/)
Ministry of Marine Affairs and Fisheries	環境分野に特化したセクションは無いが、以下のような任務を担当している局がある。 健全な漁業と環境 (http://www.kkp.go.id/index.php/arsip/c/5256/STRUKTUR-ORGANISASI-DIREKTORAT-JENDERAL-PERIKANAN-BUDIDAYA/?category_id=64) 海洋、沿岸及び小島嶼の土地利用計画 (http://www.kkp.go.id/index.php/arsip/c/5308/STRUKTUR-ORGANISASI-KEMENTERIAN-KELAUTAN-DAN-PERIKANAN/?category_id=64) 保護区及び魚類の種 (http://www.kkp.go.id/index.php/arsip/c/5308/STRUKTUR-ORGANISASI-KEMENTERIAN-KELAUTAN-DAN-PERIKANAN/?category_id=64) 小島嶼の生態系管理 (http://www.kkp.go.id/index.php/arsip/c/5308/STRUKTUR-

機関の名称	環境担当部局の名称
	ORGANISASI-KEMENTERIAN-KELAUTAN-DAN-PERIKANAN/?category_id=64
Ministry of Health	疾病対策及び環境保健を担当する局がある。 (http://www.pppl.kemkes.go.id/)
Ministry of Communication and Information Technology	環境分野に特化したセクションはない。
Ministry of Public Works	Directorate General for Spatial Planning Directorate General for Water Resources Directorate General for Center of Research and Development for Socio Economy and Environment (www.pu.go.id/)
Ministry of Transportation	環境分野に特化したセクションは無いが、海洋環境保護に関する省令や交通関連の EIA に関する省令など、環境分野に関する省令を発している。 これらを主に担当しているのは、Center for Study on Partnership and Transportation Services である。 (http://www.litbangdanpustaka-dephub.go.id/home/)
The Ministry of Industry	Agency for Policy, Climate and Industrial Quality Studies Center for Green Industry and Environment Studies The Great Hall of the Industrial Pollution Prevention Technology
Ministry of Defense	環境分野に特化したセクションは無い。
Ministry of Agriculture	環境分野に特化したセクションは無い。 (http://www.pertanian.go.id/strukorg_deptan/index_orgdep.htm)
Ministry of Manpower and Transmigration	環境分野に特化したセクションは無い。
Geospatial Information Agency	環境分野に特化したセクションは無いが、海洋・沿岸環境マッピングのセンターがある。 http://www.bakosurtanal.go.id/organisasi/
Ministry of Home Affairs	Directorate for Spatial Planning and Environment
Ministry of Development Planning/National Development Planning Agency (Bappenas)	Deputy Minister for Natural Resources and Environment http://www.bappenas.go.id/unit-kerja/deputi-bidang-sumber-daya-alam-dan-lingkungan-hidup/

③ 業界団体

環境影響評価（AMEDAL）の資格を有するコンサルタントの認定団体

- LSP-LHI (Lembaga Sertifikasi Profesi - Lingkungan Hidup Indonesia)
Professional Certification Institute - Environment Indonesia
(http://www.lsp-lhi.or.id/asesor/view/0/daftar_asesor_lsp-lhi.html)
- LSP-LH (Lembaga Sertifikasi Profesi - Lingkungan Hidup)
Professional Certification Institute - Environment
(<http://www.lsp-lh.org/statis-10-daftarasesor.html>)

- LSP-INKALINDO (Lembaga Sertifikasi Profesi - Ikatan Pengkaji Lingkungan Hidup Indonesia)

Professional Certification Institute - Indonesian Environmental Studies Association

(<http://www.lsp.inkalindo.or.id/Asesor.html>)

EIA コンサルタントに関連する団体

名称	英語名称	連絡先
Forum Amdal Indonesia (FAI)	EIA Forum	Anhar Kramadisastra Mobile phone: +62816833960 Email: anhar.kram@live.com / anhar.kram@gmail.com
Perhimpunan Tenaga Ahli Lingkungan Hidup Indonesia (PERTALINDO)	Environmental Expert Association	Zulkifli Ali (Secretary General of PERTALINDO): Mobile Phone: +6281316612648 Email: zulkifli.aml@gmail.com
Ikatan Ahli Lingkungan Hidup Indonesia (IAHLI)	Environmental league	Prabang Setyono Mobile Phobe: +628138423455 Email: prabang.setyono@gmail.com
Ikatan Pengkaji Lingkungan Hidup Indonesia (INKALINDO)	Environmental Assessment Expert Association	Okid Parama Astririn Mobile Phone: +6281342992247 Email: parama_astirin@yahoo.com Web: https://inkalindo.wordpress.com/
Perkumpulan Tenaga Ahli Lingkungan Indonesia (P-Tali)	Environmental Expert Association	Budiyono, Sp.,ST.,MA.,M.Si/ Junaidi Kasim, SH Phone: +62-21-22163561 Email: ptali635@gmail.com Web: http://ptalingkungan.org/

(6) インドネシア 国際的な環境影響評価手続きとの比較

インドネシアの環境影響評価手続きは、国際基準をおおむね満たしており、大気・騒音・水質などの環境基準・排出基準も数多く定められています。

IFC パフォーマンススタンダードとの比較

IFC パフォーマンススタンダードの主な項目	法令
スタンダード1 環境社会影響とリスクの評価・管理	EIA の環境承認制度 (GR No. 27/2012)、SEA 制度 (GR No. 46/2016) の他、リスクの評価・管理制度に関する法令は数多く整備されています
スタンダード2 労働者と労働環境	労働者の健康と安全に関しては、42 の法令が整備されています
スタンダード3 天然資源の効率的利用と公害防止	天然資源の利用は、保護区、保護森林、水資源、ピート生態系などを対象に多くの法令が整備されています 公害防止は、排ガス基準、排水基準、有害廃棄物管理、埋め立て処分場管理などの法令が整備されています
スタンダード4 住民の健康、安全	住民の健康、安全に関しては、EIA で健康影響評価を行う指針を示す保健省規定と環境影響管理局長規定 (Decree of Minister of Health No. 876/2001, Decree of Head of BAPEDAL No. 124/1997) や社会影響評価のガイドラインに関する環境影響管理局長規定 (Decree of Head of BAPEDAL No. 299/1996) が定められています。
スタンダード5 土地収用と非自発的移転	土地収用と非自発的移転に関しては、民間事業者が土地認可を取得するためのガイドラインに関する国家土地局長令 (State minister of Agrarian / Head of BPN Regulation No. 2/1999) や土地購入の技術ガイドラインに関する国家土地局長規定 (Head of National Land Agency (BPN) Decree No. 5/ 2012) などが定められています

インドネシアの環境影響評価制度は非常によく整備されており、国際機関の要求するものと大きな違いはありませんが、国際機関の要請を完全に満たす必要がある場合は、以下の対応が必要です。

スクリーニング：UKL-UPL に区分されたものは、詳細な影響予測が行われないため、ODA などで IEE が求められている場合は、資料調査に基づく影響予測を行う必要があります。

スコーピング：コンサルタントの能力によってスコーピングで取り上げられる項目が異なるほか、国際機関で求められている項目が入れられていない可能性があるため、必要に応じ

て項目を追加します。

環境基準・排出基準：多くの項目で環境基準や排出基準が定められていますが、詳細項目や値は国際機関の定めているものと必ずしも同じではないため、必要に応じて項目や値を確認します。

環境保全対策：環境保全対策ではオフセットの記載があるものの、ノーネットロスやネットゲインなどの目標が明記されていません。そのため、これらが求められている場合には対策を強化する必要があります。

情報公開：法制度上すべての EIA 関連文書は公開することになっていますが、EIA レポートや UKL-UPL は Web ですべて公開されていません。これらの Web での公開が必要な場合は、事業ごとに対応する必要があります。

生物多様性：インドネシアは国の定める保護区域が 628 か所、主要生物多様性区域(KBA)が 488 か所、IUCN レッドリスト記載種¹が 1839 種存在していますが、EIA の資格を有したコンサルタント会社でも適切なレベルの生物調査が行われていないことがあります。IUCN レッドリスト記載種の生息域や KBA の周辺で行われる事業の場合は、生物調査のできる調査員を確保する必要があります。

非自発的移転：EIA や事業認可を取得した後、土地収用のための補償手続きの際に表面化します。EIA では非自発的移転も扱うことになっているものの、詳細な調査や補償計画は行いません。また、EIA の住民協議は、レイアウトの最終確定以前の段階で行われるため、補償ルールに対する住民の合意を得るものではありません。移転補償のための詳細な調査や補償額の検討は環境承認や事業が承認されてから別途作成され、公共事業の土地収用に関する法律（Law No.2/2012）に基づく住民協議も行われますが、この段階で合意に達することができず、工事が開始できなかつたり中断したり、訴訟に発展する例があります。このような問題に発展させないためには、レイアウト確定前に何度も住民と協議を行い、住民の意見を取り入れながら参加型でレイアウトや事業内容を詰めていき、衝突や紛争を避けることが望ましいでしょう。

操業中の環境汚染：有害物質を扱う事業所で操業を開始したのちに発生することが多いです。EIA で適切な保全対策が計画され、審査でも十分であるとされたものであっても、運用段階で問題が発生し、住民からの通報によって課題が表面化します。原因としては、計画通りの対策を実施しなかつたり、計画通りに対策施設を稼働させない、計画通りにモニタリングが行われない、環境査察で指導が行われないなど、事業者のモラルや査察官の能力などに起因します。

¹ CR = Critically Endangered; EN = Endangered; VU = Vulnerable; NT = Near Threatened

(7) 優良事例

<インドネシア>

優良事例 1：EIA コンサルタントに関するインドネシア新国家資格基準 (SKKNI)

1. EIA の段階	EIA の質（スクリーニング、スコーピング、調査／予測／評価）
2. 制度／実施	制度
3. 国名	インドネシア
4. 取組みの概要	インドネシアは、以下のとおり、EIA コンサルタント（EIA コンサルタント責任者およびメンバー）資格基準主要 3 項目を定めている： a. 新しい EIA コンサルタント国家資格基準は、インドネシア国家適格性基準 EIA（Standar Kompetensi Kerja Nasional Indonesia Analisis Mengenai Dampak Lingkungan: SKKNI AMDAL）と呼ばれる（現行 EIA 資格基準の改良版） b. 新 SKKNI AMDAL 策定を受けて、新しい専門職資格認定機関（Lembaga Sertifikasi Profesi: LSP）が設置され、インドネシア専門職資格認定局（Badan Nasional Sertifikasi Profesi: BNSP）からライセンスを取得した（環境大臣の任命による従来の資格認定機関の後継）。 c. 有資格者トレーニング機関：環境省（Ministry of Environment: MOE）は、16 の環境調査センターを EIA トレーニングセンターとして認証している。
5. 背景（この優良事例が何故、どのようにして始まり、進展したのか）	インドネシアの EIA プロセスには下記の 3 機関が関係している。これらの関係機関は、EIA の質に大きな影響を及ぼしている。 a. EIA 審査委員会（国、州および郡／地方自治体レベル） b. EIA コンサルタント： a. 個人の EIA コンサルタント（チームリーダーやメンバー） b. EIA コンサルティング会社 c. プロジェクト主体： EIA の質的向上を図り、EIA の環境社会セーフガードとしての機能を強化するため、インドネシアでは、次の通りのインドネシア EIA 標準化システムが開発されている： a. EIA 審査委員会に対する EIA ライセンス、および EIA 審査担当者に関する資格基準 b. 個人の EIA コンサルタントの EIA 資格認定（新 EIA 国家資格基準） c. EIA コンサルティング会社 の EIA 登録

	本優良事例は、個人の EIA コンサルタントに関する EIA 資格認定（EIA コンサルタントに関する新国家資格基準）に関するものである。 本優良事例の開始および進展の経過は以下の通り： a. 本優良事例は、1999 年の政府規則（GR）No. 27 の施行時点でスタートした。GR No. 27/1999 の第 30 条は、EIA コンサルタント（EIA 作成者）の資格は、ライセンスまたは資格証明書の発行を通じて認定することを規定した。 b. 環境大臣は、EIA の作成における資格要件および EIA コンサルティング会社に関する要件を定める 2008 年 MOE 規則 No. 11 を制定した。 c. インドネシアは、2009 年新環境保護・管理法（Environmental Protection and Management Act: EPMA）を施行した。EPMA 第 28 条は、すべての EIA コンサルタントは、AMDAL（EIA）作成にあたり資格認定を受けていなければならないと規定している。当該条項は、さらに、資格認定取得のための判定基準についても定めている。EPMA 第 69 条は、資格認定されていない者による AMDAL を禁じている。同第 110 条は、無資格者の AMDAL 作成に関して刑法上の処罰を定めている。これらの条項は、環境許可に関する 2012 年の政府規則 No. 27 により追認および詳細規定されている。 d. 2009 年の新環境保護・管理法（EPMA）を受けて、環境大臣は 2010 年、EIA 作成のための資格認定および EIA トレーニング機関に関する要件を定めた MOE 規則 No.07 を制定した。 e. 2009 年の MOE 規則 No. 115 に基づき、環境大臣は、INTAKINDO（Ikatan Nasional Tenaga Ahli Konsultan Indonesia）を、EIA 資格試験の実施および EIA 作成資格認定証の発行を担当する認定機関として、2009 年 3 月 23 日～2011 年 12 月 31 日の期限付きで指名した。この MOE 規制は、2012 年の MOE 規制 No.65 により更新され、この更新により、2012 年 1 月 1 日～2015 年 12 月 31 日の期間について、INTAKINDO の EIA 資格試験実施および EIA 作成資格認定証発行権限は延長された。 f. 上述の法規に基づき、公認 EIA 資格認定機関として、INTAKINDO は以下の活動を実施した： a. 86 回の EIA 資格認定試験を実施 b. EIA 作成資格認定証 977 件を発行、内訳は以下の通り： i. EIA チームリーダー資格認定証：383 件 ii. EIA チームメンバー資格認定証：594 件 iii. 現時点で、977 件のうち 805 件が有効 g. インドネシア政府（新大統領）は、MOE と林業省の合併を決定し、この決定を受けて、環境林業省（Ministry of Environment and Forestry: MOEF）が誕生した。MOEF は、EIA 資格認定制度について新方針を策定し、新方針に従って EIA 資格認定は MOE が承認する特定資格基準から、国家資格認定基準（SKKNI AMDAL）に変更された（2016 年人材大臣命令 No.12 によって発効）。続いて、MOEF 規則 No. P.65/Menlhk/Setjen/Kum.1/7/2016（EIA コンサ
--	---

	ルタントの適格性基準および資格認定に関する規則）が制定された。 h. SKKNI AMDAL 開始に続き、インドネシアは、新しい専門職資格認定機関（LSP）を設置した。LSP は、新制度の下で EIA コンサルタントの適格性に基づく資格認定プロセスを実施している。 i. MOEF 規則 No. P.65/Menlhk/Setjen/Kum.1/7/2016（EIA コンサルタントの適格性基準および資格認定に関する規則）の補足として、EIA 作成に関する専門職資格認定機関（LSP AMDAL）の登録手続きに関する規則 No.20/PSDM/SET/SDM.1/2/2016 が制定された。この規則に基づき、BNSP ライセンスを持つすべての LSP AMDAL は、MOEF に登録することが義務付けられている。登録された LSP AMDAL は、MOEF に対し LSP 活動に関する情報および認定結果を提出することが義務付けられている。
6. グッドプラクティスの特徴・成果	a. 従来の適格性基準と異なり、新しい EIA コンサルタント適格性基準（SKKNI）は、インドネシアの EIA 関係者の協働により、一連の体系的な協議プロセスを経て策定された：事前協議—SKKNI AMDAL 協議—SKKNI AMDAL 発効。SKKNI AMDAL 開発に携わった EIA 関係者は、非常に多方面にわたった：関係省庁、EIA 専門家、EIA コンサルタント、プロジェクト実施者、大学、EIA 連盟 b. 本事例では、MOEF 技術職員間の良好な内部協力が顕著であった。事業・活動環境影響防止局長、林業・環境計画局長、および新 SKKNI の開発を推進した部署の代表が作業を主導した。また、環境計画・林業センター、環境・林業人材開発局の代表も参加、主導的役割を果たした。 c. 旧適格性基準と比較して、新しい SKKNI AMDAL は、適格性に関する単位を増補し詳細に規定しているほか、能力基準についても定めている： i. SKKNI AMDAL の主目的：プロジェクト提案の決定プロセスに使用可能な優れた品質の EIA の作成 ii. SKKNI AMDAL の主たる機能： • EIA (AMDAL) 資料作成に関する計画立案：2 単位 • EIA (AMDAL) 資料の作成：15 単位 • EIA (AMDAL) 資料作成の管理：2 単位 iii. EIA コンサルタントの総合的適格性： • 19 単位—EIA コンサルタント・チームリーダー • 14 単位—EIA コンサルタント・チームメンバー C. 新規 SKKNI の結果として、インドネシア職業資格認定局（BNSP）ガイドラインに定められた基準とプロセスに基づき、新しい専門職資格認定機関（LSP）3 機関が設置された。LSP 設立申請が、BNSP の基準と要件を満たしており、かつライセンス交付審査プロセスを踏まえているときは、BNSP は申請 LSP に対しライセンスを交付する。これまでに、下記の LSP がライセンス交付されている：

	i. LSP-LHI (Lembaga Sertifikasi Profesi - Lingkungan Hidup Indonesia http://www.lsp-lhi.or.id) —ヨギヤカルタを拠点とする。2016年に、BNSP 決定 No. 0564/BNSP/V/2016 に基づいてライセンス取得（有効期限 2019 年） ii. LSP-LH (Lembaga Sertifikasi Profesi - Lingkungan Hidup http://www.lsp-lh.org) —ジャカルタを拠点とする。2017年に、BNSP 決定 No. KEP.1235/BNSP/XII/2016 に基づいてライセンス取得（有効期限 2019 年） iii. LSP Intakindo (Lembaga Sertifikasi Profesi - Ikatan Pengkaji Lingkungan Hidup Indonesia) —スマランを拠点とする(http://www.lsp.inkalindo.or.id)。2017年に、BNSP 決定 No. BNSP-LSP-786-ID に基づいてライセンス取得（2017 年 月 21 日）。ライセンスは 2020 年 6 月 21 日まで有効 d. 旧 EIA 資格認定システムに基づく EIA 資格認定機関は、環境大臣（BNSP ではなく）が任命した 1 機関のみであった。 e. LSP の決定的重要要素の一つは、EIA 認定評価者（評価者として資格認定されていると同時に、EIA 適格性認定を保有）である。EIA 評価者の人数は、旧システム時代に比して増加している。 f. 新 SKKNI に基づいてライセンス交付を受けた 3LSP は、次の通りの EIA 資格認定プロセスを実施している（2018 年 1 月 3 日現在の情報）： a. LSP-LHI : i. 評価者 39 名(http://www.lsp-lhi.or.id/asesor/view/0/daftar_asesor_lsp-lhi.html) ii. EIA コンサルタント（チームリーダーおよびチームメンバー）適格性証明 670 件を発行 (http://www.lsp-lhi.or.id/asesi/view/0) b. LSP-LH i. 評価者 49 名(http://www.lsp-lh.org/statis-10-daftarasesor.html) ii. EIA コンサルタント（チームリーダーおよびチームメンバー）適格性証明 193 件を発行 (http://www.lsp-lh.org/sertifikat.php); c. LSP-INKALINDO i. 評価者 30 名 (http://www.lsp.inkalindo.or.id/Asesor.html#) ii. EIA コンサルタント（チームリーダーおよびチームメンバー）適格性証明 50 件を発行 g. 有資格者トレーニング機関：EIA 資格認定システムを補佐する仕組みとして、2009 年に活動開始。MOE は、16 の環境調査センターを EIA トレーニングセンターとして認定している。
7. 得られた教訓、今後の展開	得られた教訓： a. 2016 年人材大臣命令 No.122 によって誕生した EIA コンサルタントに関する新 SKKNI は、EIA 審査のための包括的ツールとして活用可能である。この新 SKKNI は、基本的に、さまざまな MOE 規制に規定されている複数の EIA 作成基準を統合したものである。

	b. EIA コンサルタントに関する新 SKKNI の策定者。上述の通り、新 SKKNI は、インドネシアの EIA 関係者の協働と合意により開発された。したがって、EIA プロセスにかかわる全ステークホルダーが、主体的に策定に参加したという感触を抱いている。 c. SKKNI AMDAL は、EIA 関連の能力開発の規範的基準となっている。 d. SKKNI AMDAL は、環境監査や水質サンプル調査に関する適格性基準など、インドネシアにおける環境関連適格性基準開発のための最適・優良事例となっている。 今後の活動： a. LSP が実施する EIA 資格認定プロセスの監視と評価のための詳細指針の開発 b. LSP が実施する EIA 資格認定プロセスに関して、指針に基づいた監視および評価の実行 c. 新 EIA 資格認定システムに基づく EIA トレーニングセンターの新設 d. EIA コンサルタントに関する新 SKKNI に基づく新しい EIA カリキュラムおよび EIA トレーニング課程科目の策定および改訂 e. 新しい EIA カリキュラムおよび科目に基づいた EIA トレーニング課程の実施 f. 認定された EIA プログラムの継続的改良計画の策定。この関連では、インドネシアは世界銀行およびアジア開発銀行の協力を得て、環境・社会持続可能性学習センターネットワーク（Network Learning Centre for Environment and Social Sustainability: NLC）の開発を進めている。5 大学、公共事業・国土開発省傘下の 2 トレーニングセンター、および PLN 大学など、環境関連分野の多数の調査／研究センターが開発に参加している。
8. 写真	



事前協議—多方面の EIA 関係者（EIA 専門家、評価者、プロジェクト実施主体、EIA コンサルタント、政府関係者、EIA 連盟、大学）が参加し、EIA コンサルタントに関する新しい国家適格性基準（通称 SKKNI AMDAL）の草案について協議しコンセンサスを確立した。（環境・林業分野の人材開発計画センター、MOEF2016 年）



本協議—多方面の EIA 関係者（EIA 専門家、評価者、プロジェクト主体、EIA コンサルタント、政府関係者、EIA 連盟、大学）が参加し、EIA コンサルタントに関する新しい国家適格性基準（通称 SKKNI AMDAL）の草案について協議しコンセンサスを確立した。（環境・林業分野の人材開発計画センター、MOEF2016 年）



EIA 適格性試験。2017 年 3 月 18～19 日、LSP-LH が実施（提供： LSP-LH 2017 - <http://lsp-lh.org/gallery.php>）

＜インドネシア＞

優良事例 2：環境決定支援システム／Env-DSS（EIA および環境許可情報システム）に関する EIA 情報システム開発

1. EIA の段階	情報開示、公衆参加
2. 制度／実施	制度
3. 国名	インドネシア
4. 取組みの概要	インドネシア環境森林省（MOEF）は、EIA と環境許可システムをより有効なものとするため、情報システムの開発を進めている： a. 本情報システムは AMDAL.Net という名称である。DADU（Documentation of Amdal and UKL-UPL）をもとに開発され拡張された（新バージョンの DADU）：www.dadu-online.com，http://www.amdal.id（策定中） b. ウェブサイトからアクセス可能なオンライン環境許可申請システム：http://pelayananterpadu.menlh.go.id; c. ウェブサイトからアクセス可能な電子環境報告（環境許可および環境保護・管理（EPM）許可の実施状況—水質、大気質、有害廃棄物など）：http://simpler.menlhk.go.id;
5. 背景（この優良事例が何故、どのようにして始まり、進展したのか）	a. 背景： i. 2009 年環境保護・管理法（EPMA 32/2009）は、国および地方自治体政府に対し、環境保護・管理の実施を支援する環境情報システムの開発を義務付けている。 ii. 環境許可に関する 2012 年政府規則 No. 27 は、EIA および環境プロセスへのコミュニティ——影響を受けるコミュニティ、環境団体、および EIA プロセスに関するあらゆる決定の影響を受けるコミュニティ——参加を義務付けている。 iii. EIA および環境許可プロセスへのコミュニティ参加に関する 2012 年 MOE 規則 No. 17 は、EIA と環境許可プロセスは、透明で効果的かつ説明可能な方法で実施しなければならないと定めている。 iv. 地理空間情報に基づく EIA 情報システムガイドラインに関する林業・環境計画局長規則 No: P.5/PKTL/SETDIT/KUM.1/4/2017 v. MOEF 規則 No. P.87/Menlhk/Setjen/Kum.1/11/2016（2016 年 11 月 11 日）：事業・活動環境許可に関する電子報告システム b. 認識された問題点： i. 過去および現在の環境システムのプロセス：従来は管轄当局経由で必要とされる書類や情報を提出 ii. これまでのシステムの欠点：

	● 確認プロセスの所要時間がかかる。 ● 申請者も審査側も追跡不能 ● 記録管理が不十分 a. 本優良事例は、次の経過で開始され進行した： i. 環境省は、ウェブベースの EIA 情報公開システム (Amdal.net) を開発 ii. 環境省は、デンマーク政府による国際開発援助 (Danish International Development Assistance: DANIDA) の支援により、新しい EIA 情報システム (DADU = <u>D</u>ocumentation of <u>A</u>mdal and <u>U</u>KL-UPL) を開発:http://www.dadu-online.com (2009～2017 年)：DADU version 1.0, DADU version 2.0 および DADU version 3.0; iii. 上記の DADU とは別に、MOEF は以下のシステムを開発および実施している： i. オンライン環境許可申請 (http://pelayananterpadu.menlh.go.id/)。2012 年にスタート、2013 年に開発された Version 1 はオフライン・システムであった (version 1.1. offline)。改良版の version 2 は 2014 年からオンラインで運用されている。 ii. 電子環境報告：http://simpl.menlhk.go.id/login (ユーザー登録が必要)MOEF は 2016 年以来開発を進めてきた (MOEF 規則 No. P.87/Menlhk/Setjen/Kum.1/11/2016 の制定以来)。 iv. MOEF は 2017 年、EIA オンラインシステムの強化のため、DADU オンラインをアップグレードし、新システム Amdal.net を開発した。
6. グッドプラクティスの特徴・成果	EIA および環境許可情報システム (AMDAL.Net—DADU の新バージョン) の主な特長。AMDAL.Net は以下の情報システムから構成される： 1) ウェブサイト AMDAL 一次の情報を含む： a. 環境許可、環境面での実行可能性に関する決定および EIA 資料のデータベース b. 環境許可発行統計 c. EIA 活動関係の公告および最新ニュース d. EIA I インフラ： i. 法規制 ii. EIA 方法論データベース (スコーピング、環境予測、総合的な評価) および技術指針 iii. EIA ステークホルダーに関するデータベース： ● ライセンス保有 EIA 審査委員会 (国、州および郡／地方自治体) とそのライセンス状況： ● 認定 EIA コンサルタントおよび EIA コンサルティング会社 ● 環境監査人および環境監査企業

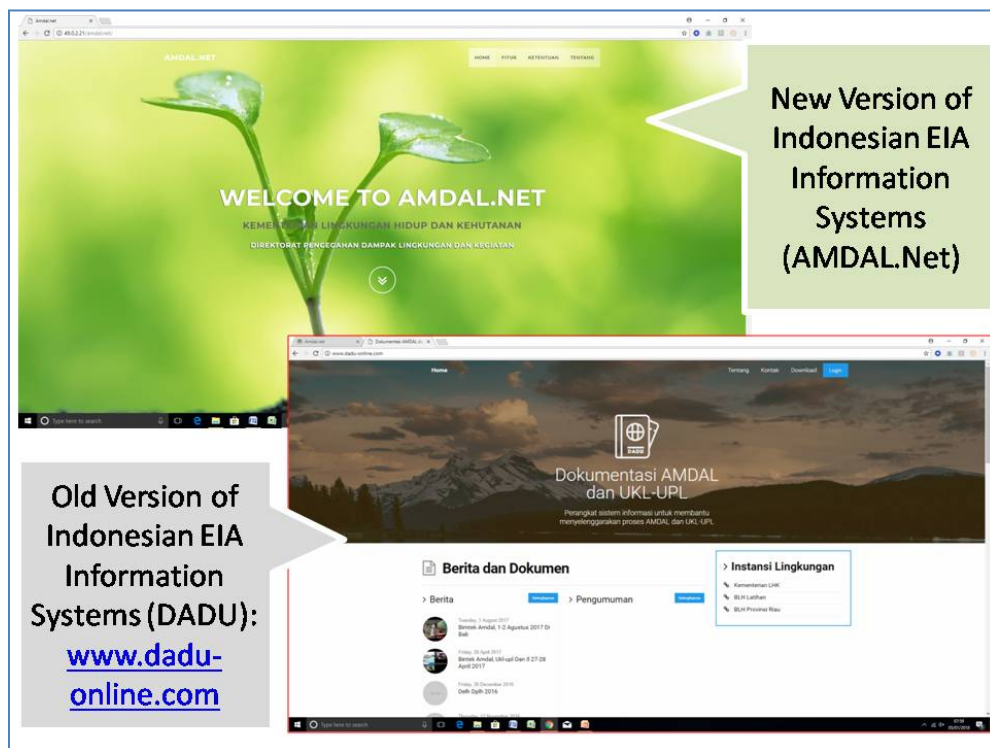
	• EIA および環境監査関連の専門職資格認定機関 (LSP) • EIA および環境監査関連のトレーニングセンター／機関 • EIA および環境監査関連の専門家情報 iv. 環境分野の試験研究機関 2) EIA 資料および EIA 審査に関する情報システム。次の情報が含まれる： a. 事業者／EIA コンサルタント：事業者や EIA コンサルタントが入力可能な電子 EIA 資料（ウェブベース EIA 資料）。空間マップのアップロードを含む。 b. EIA 審査委員会（政府）：EIA 資料の電子審査（ウェブベース EIA 資料審査）： i. 検証、確認、および空間分析の実施 ii. 事業者へのコメント提出や公開ディスカッション c. 公衆：総合／簡易版空間分析を閲覧・ダウンロード・実行。EIA 審査委員会による EIA 資料審査が行われている、または環境許可の対象となるプロジェクト提案に対する意見提出 3) EIA および環境許可に関する地理空間情報（対話型マップ／ウェブ GIS）。以下に関する地理空間情報を提供： a. プロジェクト提案のロケーション（プロジェクト対象領域、および EIA 調査エリア） b. 環境許可の対象となっているプロジェクトロケーション c. テーマ別マップ（森林地図、空間計画地図など） 4) EIA および環境許可プロセスに関する公共サービス情報システム。環境許可に関する MOEF 統合公共サービスウェブサイト（情報システム）と統合およびリンクされる予定 (http://pelayananterpadu.menlh.go.id/)。次の情報が含まれている： a. 最新ニュース b. 許可のタイプ（環境許可、排水許可、有害廃棄物管理許可）および要件に関する情報 c. MOEF に提出された環境許可申請に関する公告 (http://pelayananterpadu.menlh.go.id/permohonan-izin-lingkungan); d. MOEF が下した環境許可に関する公告 (http://pelayananterpadu.menlh.go.id/penerbitan-sk-rekomendasi); e. オンライン環境許可申請 (http://ptsp.menlhk.go.id(Google Chrome 推奨)) f. 苦情申し立て
--	---

	環境許可統合公共サービスに関するユーザーガイドは、次のリンクからダウンロード可能： http://ptsp.menlhk.go.id/images/manual/Manual_Aplikasi_Online_Rev1.pdf 5) 環境報告（環境許可や環境保護・管理許可の実施に係る水質、大気質、有害廃棄物、環境悪化などの報告）のための情報システム。MOEF 環境汚染・悪化防止局が開発した電子環境報告“SIMPEL” (http://simpel.menlhk.go.id/login) ウェブサイト（情報システム）とリンクおよび統合される予定。 上述の EIA および環境許可情報システム開発の成果： 1) Amdal.Net/DADU: a. あらゆる EIA 関係者が、インドネシアの全ての EIA 関連情報—EIA 関連法令、EIA 技術指針、EIA 報告資料、EIA 関連機関（ライセンス交付を受けた EIA 審査委員会、資格認定機関（LSP）、EIA コンサルティング企業等）、EIA 関連の人材（EIA 審査委員会メンバー、認定 EIA コンサルタント）、EIA および環境許可プロセスに容易にアクセスできる。 b. あらゆる EIA 関係者が、インドネシアの EIA および環境許可関連の地理空間情報に容易にアクセスできる。ウェブ-GIS 空間分析は、プロジェクトサイトの適切性について示唆に富む情報を提供する。 c. EIA 審査および環境許可発行プロセス改善のための決定支援システムが利用可能／確立されている。 d. 空間的・非空間的データ・情報を含めた、より優れた EIA 資料作成システムが利用可能で、確立されている。 2) オンライン環境許可申請（オンラインシステム）： a. 事業者に関する高性能・包括的データ情報が入手可能 b. 公共サービスの検証・バランス調整メカニズムが確立された c. 環境許可手続きの期間と標準的な事業運営手続きとの整合 d. 環境許可処理手続きの確実性向上 e. 事務処理待ち時間の短縮 f. 満足度指数に基づき、全ユーザー（事業者等）が、環境許可機関の担当者、担当者の能力や対応、円滑・迅速なサービス、電話アクセス・情報アクセスに満足していることが判明している。 3) 環境報告情報システムは、マニュアルシステム（ハードコピー）に比して、効率的・効果的：
--	--

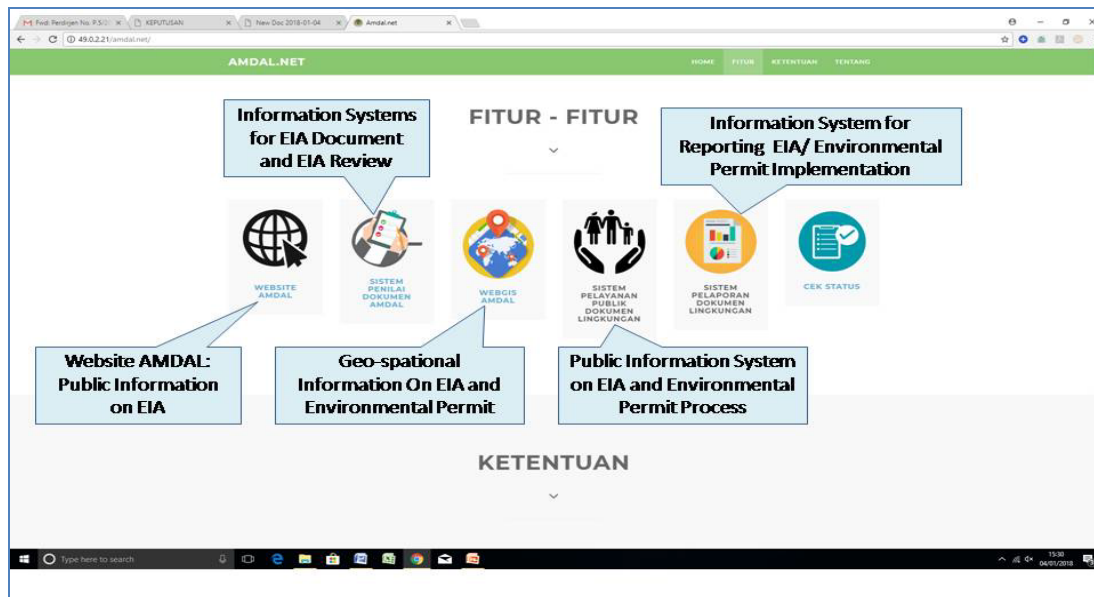
	a. マニュアルシステム（ハードコピー）に比して高速。事業者は、あらゆる時点で電子報告フォーマットに入力可能となり、報告書提出は迅速で効率的——費用・予算節減効果（用紙、複写、送付費用）。インターネットアクセス費用のみ発生。 b. 電子報告システムにより、MOEF は、データ・情報を容易に直接分析可能となり、銀行・金融機関を含めて一般の利用に供することが容易になった。 c. システムは、書類保管スペースが不要。サーバと通信帯域の確保のみで済む。
7. 得られた教訓、今後の展開	得られた教訓： a. EIA 資料は、より簡潔、体系的、理解しやすいものとなる。 b. 公衆、EIA 審査担当者、およびその他の EIA 関係者に対し、レビュー見解の提出、プロジェクト提案への意見提示のための効率的で効果的な手段を提供。 c. 公衆および EIA 関係者に、インドネシアにおける EIA に関するあらゆる情報を提供するための効率的・効果的手段となった——EIA 関連の法令、EIA ガイドライン、EIA 関係者（EIA 審査委員会メンバー、認定 EIA コンサルタント）、EIA および環境許可プロセスに関する情報が提供されている。 d. 環境許可プロセスの透明性、公衆参加および説明責任が向上 今後の展開： a. 次のステップは、Amdal.net と以下のシステムの統合である： i. EIA 追跡システム（オンライン環境許可申請） ii. EIA 審査委員会の活動のモニタリング・評価システム iii. EIA 実施報告 b. 総合的 EIA 情報システムの拡張・開発、管理運営および使用における能力構築
8. 写真	



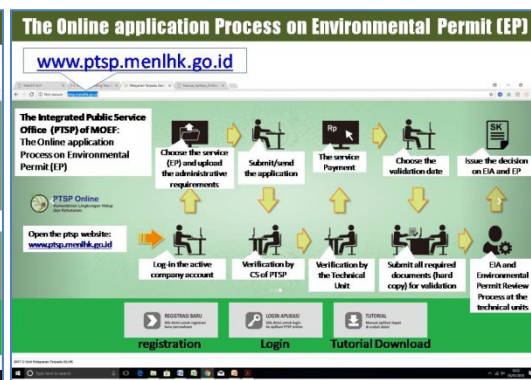
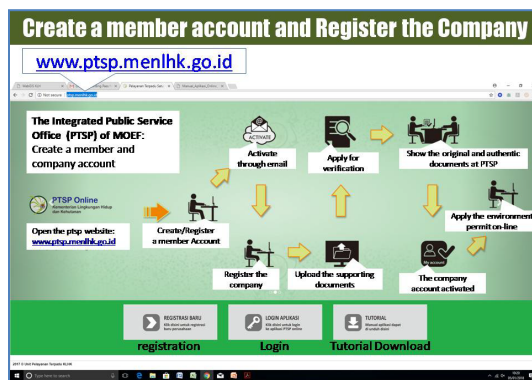
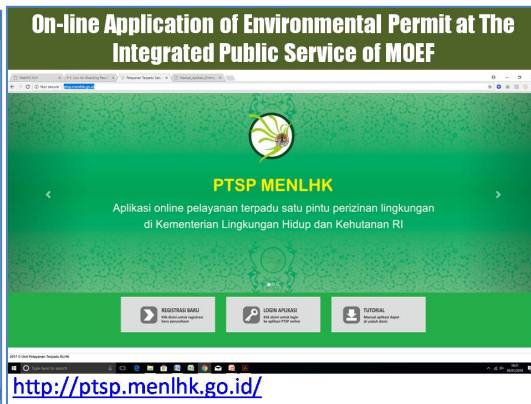
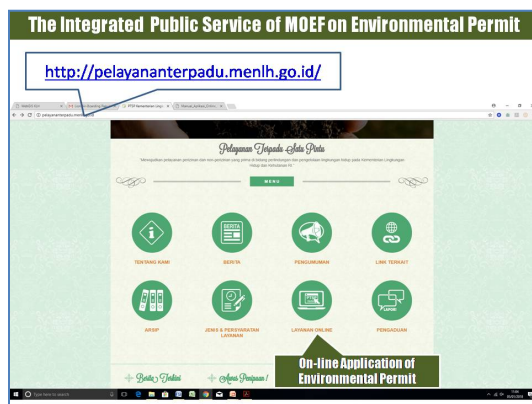
EIA 情報システム開発プロセス（提供：事業・活動環境影響防止局、MOEF 2017 年）



新・旧のインドネシア EIA 情報システム：DADU から AMDAL.Net. への進化（提供：事業・活動の環境影響防止局、MOEF 2017 年）



インドネシア EIA 情報システム（AMDAL.Net : DADU の進化バージョン）の特長：（提供：事業・活動環境影響防止局、MOEF 2017 年）



EIA および環境許可プロセスに関する公共サービス情報システム。MOEF の環境許可に関する統合公共サービスウェブサイトとリンク & 統合される予定 (<http://pelayananinterpadu.menlhk.go.id/>).